

平成26年度 申告相談の準備を始めましょう!

2/2(月)～3/16(月) 町民税務課 税務係 ☎52-2111 内線244

平成27年2月2日(月)から3月16日(月)まで、金山町役場で住民税の申告相談と所得税の確定申告相談を行います。申告を確実にスムーズに行うために、特に注意してもらいたい点を紹介します。余裕を持って早めに申告書類等を確認しましょう。

申告の必要な方

18歳以上の方はすべて住民税の申告が必要です。※会社で年末調整された方・確定申告をする方や、被扶養者の方は不要です。

- 農業・営業・不動産などの事業収入や、その他の収入がある方。
- 給与の複数受給や生命保険の解約・満期による収入等がある方。
→(後日判明して税額が増える場合があるため、1年間のすべての収入を把握しておきましょう。)
- 年金収入のみの方で収入額が400万円以下の方は確定申告が不要ですが、還付の申告は必要です。また公的年金以外の所得が年20万円を超える方は申告が必要です。(注:申告をしないと扶養状況の確認や生命保険料等の控除が受けられませんので住民税が高くなる場合があります。)
- 平成26年中に収入が無かった方でも、どなたの扶養になっているか役場で確認が取れない方については申告が必要です。

収支内訳書

※事業所得者(営業等・農業・不動産)申告に必要な書類です。

申告相談で最も時間がかかっているのは、収支内訳書の内容確認です。分からないことは事前に整理しておいて下さい。

注意 ※収支内訳をまとめないと高い所得で申告することになりかねません。このことは、住民税・所得税や国保料などにも影響することなので、申告者本人が責任をもって作成のうえ、必ず集荷業者からの書類や支出が分かる書類を持参して相談してください。

- 収支内訳書の項目ごとに金額をまとめておきましょう。
- 申告会場には、できるだけ事業の内容の分かる方がお出で下さい。(内容が分からないと、確認できるまで何回もお出でいただくことがあります。)

社会保険料控除

下記の保険料の他、国民年金保険料も控除の対象になります。平成26年1月～12月まで実際に支払った額が対象となりますので、控除証明書をお持ちください。

• 国保料の場合

「平成25年度第7・8期の額 + 平成26年度第1期から第6期までの額の合計」

加えて、過年度分の国保料(税)を納めた場合なども控除額に含むことができます。

注意 ※毎年7月中に配布される「国保料の通知書」に記入の「年額」ではありません。

• 後期高齢者医療保険料や介護保険料の場合

「平成25年度第7期の額 + 平成26年度第1期から第6期までの額の合計」

過年分を含むことができるのは、国保料と同じです。※年金から引かれた保険料は、その年金を受給している方の控除になります。

医療費控除

あらかじめ個人ごとに計算して1～12月まで支払分の領収書をまとめておいて下さい。

- 保険金や高額療養費等を受け取った場合は、受け取った額が分かる書類もご準備下さい。

その他

- 申告相談は世帯全体の状況を見て判断します。相談の前に家族分の書類(源泉徴収票・保険控除額証明)をご準備してください。
- 土地や家を売却した方は、契約日や収入月日、必要経費が分かる書類をご準備してください。
- 介護保険法に基づく介護認定を受けている方であれば、身体障害者手帳等の交付を受けていない場合でも、障害者控除の対象となる場合があります。(町長が交付する障害者控除対象者認定書が必要です。)
- **確定申告書に受付印が必要な方は、必ず税務署で申告してください。**